

◎公衆損害事故を発生させた下記業者について、1ヵ月間、九州地方整備局発注の一般競争入札の参加資格の停止及び指名競争入札等における指名停止を実施しました。

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名：世紀東急工業株式会社
業者の住所：東京都港区芝公園2-9-3
2. 指名停止措置期間：平成30年5月11日 ～ 平成30年6月10日
(1ヶ月)
3. 指名停止措置の範囲：九州地方整備局管内
4. 事実概要
本件は、当局発注の「平成29年度福岡空港エプロン改良工事」において、平成30年1月31日午前3時過ぎ頃、福岡空港国際線側構内道路に清掃のため散水したところ、同日午前5時頃散水した範囲の路面が凍結し、凍結場所にて車両事故（負傷者1名）が発生し、福岡空港構内道路に設置されている街路灯等が一部損傷したものである。
また、午前6時過ぎ頃に凍結場所にてバイクが転倒する事故（負傷者1名）も発生した。これらの事故のため事故現場周辺において、交通障害（約2時間）を発生させた。
5. 指名停止措置理由
当該業者たる世紀東急工業株式会社が、当局発注の「平成29年度福岡空港エプロン改良工事」において、安全管理の措置が不適切であったため、公衆損害事故を生じさせたことは「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第1第5号の措置要件に該当する。本件については、指名停止1ヵ月を適用する。

<指名停止措置要領別表第1>

措 置 要 件	期 間
5 (安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故) 部局発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。	当該認定をした日から 1ヶ月以上6ヶ月以内

<問い合わせ先>

国土交通省 九州地方整備局
代表：TEL092-418-3340

福岡市博多区博多駅東2-10-7
総務部契約管理官 田中 浩紀(内線 290)
経理調達課直通：TEL092-418-3345
総務部契約課長 星原 隆(内線 2511)
契約課直通：TEL092-476-3509